

# 倫理的消費はリベラル・デモクラシーの脅威か？

## ——コンシューマー・シティズンシップの規範理論

松尾 隆佑

### 要旨

何らかの倫理的・政治的な目的に基づいてボイコットやバイコットを行うことは、消費者が市民としての責任を果たすために利用できる主な手段であり、こうした倫理的消費（または政治的消費）への積極的な従事はコンシューマー・シティズンシップの重要な一部を構成する。しかしながら、市場で生み出される力を用いて社会変革を実現しようとする倫理的消費が何の制約もなく行われれば、リベラルで民主的な社会において不可欠な手続的価値との衝突が生じうる。このため本稿では、倫理的消費に大幅な制限を設けようとする立法原型説を検討することで、リベラル・デモクラシーの下で許容可能な倫理的消費の姿を描き出す。議論を通じて明らかになるのは、民主的な政治過程に関する偏狭な理解に基づく立法原型説が妥当ではなく、手続的価値を尊重しつつも非理想的な状況下における倫理的消費の役割を認める抑制的自警主義の立場が支持に値するということである。

キーワード：消費者倫理、倫理的消費、政治的消費、消費者市民社会、シティズンシップ

## 1 はじめに——倫理的消費と消費者市民社会

リベラルで民主的な諸制度を備えた社会において、市民が消費者として果たすべき責任はどのようなものだろうか。真っ先に考えられるのは、有権者として投票に参加することで自らの意思をフォーマルな政治過程へと入力するように、市場における商品選択を通じて、より幅広いインフォーマルな政治過程のなかで自らの意思を表明することだろう。たとえば政府や企業による不正行為を止めさせるために特定の商品のボイコット（不買運動）を行うことや、人権保障や環境保護の観点から望ましい方法で生産された商品のバイコット（購買運動）を行うことは、消費者が日常的に参入できる市場アクティビズムの一種である。こうした運動は倫理的消費行動（ethical consumerism）と呼ばれ、「少なくとも部分的に倫理的考慮に基づいて特定

の財やサービスの購入を選択する実践」と定義される (Hussain 2012: 112)<sup>(1)</sup>。その目的となりうる課題は、消費者の権利、生産過程における労働の安全や公正、取引価格の公正、女性差別や人種差別の是正、動物や環境の保護、将来世代への配慮など、多岐にわたる (根本2014: 317)。

消費の倫理や責任を問うことは、「コンシューマー・シティズンシップ」の含意を明らかにしていく試みでもある。1960年代以降に確立された消費者の権利論は、消費者にも市民としての責任を求める議論の積み重ねを経て、2000年代初頭までにコンシューマー・シティズンシップの概念を生み出した (柿野2013)。日本では2004年の消費者基本法に消費者の権利が初めて明記された後、2012年に (コンシューマー・シティズンシップの訳語である) 「消費者市民社会」の形成・発展を理念に掲げる消費者教育推進法が制定された。同法では消費者市民社会を、「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義している (2条2項)。2015年には消費者庁が「「倫理的消費」調査研究会」を設置するなど、今や倫理的消費 (エシカル消費) は、政府が積極的に奨励する活動となった (「倫理的消費」調査研究会2017)。

コンシューマー・シティズンシップや消費者市民社会の概念は、ボイコットやバイコットに参加しうる消費者／市民の責任について、選挙やデモなど非市場的な政治参加をめぐるシティズンシップと同様の視座から検討することを促す。そこで本稿では、コンシューマー・シティズンシップが含意する消費者／市民の主要な責任がどのようなものであるかを示すため、倫理的消費が従うべき規準を明確化したい。以下では、社会変革を目的とする倫理的消費がリベラル・デモクラシーの脅威になりうると主張するワヒード・フセインの議論を批判的に検討し、リベラルで民主的な社会と調和しうる倫理的消費のあり方を描き出す。倫理的消費を大幅に制限しようとするフセインの「立法原型説」に対して本稿が擁護するのは、倫理的消費の役割をより肯定的に評価する「抑制的自警主義」の立場である。

## 2 市場アクティヴィズムが許容される条件

### 2.1 自警主義批判と立法原型説

倫理的消費が近年注目されている背景には、国境を越えて展開される企業活動に対する各国政府の規制が限界を持つなかで、グローバルな市場アクティヴィズムが規制ギャップを埋める

---

(1) 類似の術語である政治的消費行動 (political consumerism) は、「倫理的、環境的、政治的に問題があると思われる制度や市場の慣行を変えるために、市場を政治の場として利用すること、あるいは好ましい慣行に対して企業に報いること」だと定義されることがある (水越2022: 105)。倫理的消費と政治的消費は密接に関連しているため、本稿では両者を区別せずに倫理的消費と総称することにした。

ことに貢献しようとの期待がある (Micheletti 2003; Stolle and Micheletti 2013)。しかし、社会を改善するために市場を利用することは時に不適切でありうるかもしれない。フセインは、一部の倫理的消費がリベラルで民主的な社会の下では許容できない「自警主義 (vigilantism)」に陥ると主張し、倫理的消費が基づくべき規準の定式化を図った (Hussain 2012)。ここでの自警主義とは、(一種の私刑のように) 自分たちが正しくないと思うものを私的な消費行動によって社会から排除しようとすることを意味する。フセインは、社会変革を目的とする倫理的消費行動 (social change ethical consumerism: SCEC) と、一般的な消費行動、つまり価格や品質を理由とする消費行動 (price-quality consumerism: PQC) を区別した上で、SCECは一定の規準に従うべきだと説く。

フセインによれば、消費者は価格・品質に基づいて私的な買い物をする場合とは違って、社会変革の考慮に基づいて選択をする際は、公的な立法過程の一部としてそれを行わなければならない。消費者としての私的な行動によって社会に大きな変化をもたらそうとすることは、市民としての責任を逸脱する行為であり、公私の境界を侵し、リベラルな社会秩序を動揺させるため、結果にかかわらず許容できないとされる。なぜだろうか。フセインが問題視するのは、共通善を守るために個々人が勝手に行動してよいと考える「共通善アナキズム (common good anarchism)」である (これは自警主義の極端な形態と解釈できる)。私たちが共通善のために行動するとき、何が共通善を増進させるのかについて異なる見解を持つだろう他の市民もまた重要な争点の決定に参加を求めることができる、という事実を見失うべきでない。共通善を守るための直接行動は、民主政治の理想を反映した一連の制約を尊重するものでなければならないのである (*ibid.*: 128)。

たとえば富豪が政治家に賄賂を贈って低所得者向けの医療を充実させた場合、それが内容的には望ましい変化だったとしても、手続きに問題があることは明らかである。リベラルで民主的な社会秩序は、手続的な諸価値の要請を満たす方法による社会の発展を保証することを目的に含んでおり、リベラル・デモクラシーにおける諸制度は、人びとがどのように権力を行使してよいかを特定する。したがってSCECの許容可能性もまた、市場で生み出される権力を諸個人がどのように用いてよいかの考慮に左右されるが、フセインは、無制限のSCECは手続的価値と衝突するために許されないと主張する (*ibid.*: 115)。

フセインが不可欠な手続的価値として提示するのは、基本的諸自由の保障、政治的平等、民主的熟議、正当な強制、管理された政治化の5つである (*ibid.*: 117-124)。無制限のSCECを許容することは第一に、市場における交渉力の行使によって他者の基本的諸自由を実質的に奪えるようにしてしまう。たとえばユダヤ排斥や同性愛嫌悪のように、特定の民族・宗教や性的マイノリティへの攻撃に消費行動が用いられるケースを想起すればよい。第二に、無制限のSCECを認めることは、より多くの資源を持つ集団がより強い力を持つ不平等な事態を生む。国内においてはもちろん、先進国に住むユダヤ人がイスラエルによる人権侵害を批判する途上

国への攻撃手段としてボイコットを呼びかける例のように<sup>(2)</sup>、国際的に見ても権力の非対称性は顕著となるだろう。第三に、重要な公共的関心事が民主的な熟議を経ずに市場交渉力によって決定されることは望ましくない。第四に、立法過程で認められることがない政策やルールを市場の権力によって強いることは許されないが、無制限のSCECは所有権の法的保護などを通じて差別的な帰結を国家が事実上強制するケースを生じさせる。最後に、社会内の対立や不合意を常に目立たせることは生活の基盤を掘り崩すため、フォーマルな政治過程の外で意見の相違を持ち出すことは制限されるべきである。いつでもどんな理由でもボイコットができれば、人びとの互恵的な交流は失われてしまう。

したがってフセインは、リベラルで民主的な社会においてSCECが許される条件を示すため、倫理的消費行動に関する「立法原型説 (proto-legislative view)」を提示する。これは、もし市民が市場交渉力を社会変革のために用いようとするなら、私的な意思決定としてではなく、より広い政治過程の一部である立法の企てとして取り組まなければならない、という見解である (ibid.: 112)。フセインによれば、他者の基本的諸自由を害したり、少数の人びとの狭い自己利益に基づいていたりするような市場交渉力の行使は認められない。また、市場交渉力を用いて立法府の決定を覆すことも許されない。手続的価値を守るための多様な手段を組み込んでいるフォーマルな民主政治の過程は社会生活において特権的な地位を占めているのであり、SCECはそこでの立法に向けて市場交渉力を用いるものでなければならない。そして、形成しようとするルールを正当化する論拠を公開し、重要なパースペクティブを代表する人びとがともに参加する議論を経て、市民全体からの承認を得られるように努めるべきである (ibid.: 124-126)。立法原型説に基づいてSCECが許容される条件を、フセインは次のように定式化する (ibid.: 126)。

- (1) 交渉力の行使によって誰の基本的諸自由も奪わないこと。
- (2) 交渉力の行使が共通善の理に適った構想から捉えられたアジェンダの（重大な）進展を目的としていること。
- (3) 当該の争点がフォーマルな民主的過程では未だ対処されていないこと。
- (4) 交渉力を行使する過程が適切に代表的かつ熟議的であること。
- (5) 交渉力を行使する過程が将来の立法の基礎となりうる基準と論拠を生み出すものであること。
- (6) 取り組みが全体として、争点に関する認知を向上させることや、（必要に応じて）争点をフォーマルな立法のアジェンダにすることを目指したものであること。

---

(2) これはフセインが挙げている事例である (Hussain 2012: 119)。シオニズムを人種差別の一形態と見なす1975年の国連総会決議に（多数の途上国とともに）賛成したメキシコ政府に対し、アメリカのユダヤ人は主要な観光先であったメキシコを大規模にボイコットすることで抗議した。ここで問題にされているのは、他方のパレスチナ人は経済的資源の乏しさゆえにユダヤ人と同様の手段を使って他国に圧力をかけることが難しい、といった非対称性の存在である。

立法原型説に基づいて許容される SCEC は、未だフォーマルな政治過程のアジェンダとなっていない争点に関する議論を巻き起こす取り組みとして、デモクラシーの「待合室」を割り当てられる (*ibid.*: 132)<sup>(3)</sup>。これに対してフセインは、共通善を志向するわけでも民主的な熟議を伴うわけでもない PQC も社会に大きな影響を及ぼすことは認めつつ、価格や品質に基づく消費者の選好は市場の健全な機能のために不可欠であり、PQC は市場交換を通じて福利のパレート改善をもたらす私的な意思決定であるため、SCEC のような制約は要請されないと主張している (*ibid.*: 135-137)。

フセインの議論は許容されうる倫理的消費を極めて狭く捉えるものであり、公私の境界を改めて引き直し、公的な市民と私的な消費者を明確に区別しようとする志向性を持つ。だが、この立場は数多くの批判にさらされており (Barry and MacDonald 2018; Beck 2019; Fink and Schubert 2019; Hassoun 2019; Berkey 2021)、そのまま受け入れられるものではない。以下では主な批判を整理し、倫理的消費が従うべき規準を再考することにした。

## 2.2 立法原型説批判

立法原型説の最も大きな問題点は、倫理的消費行動が手続的価値を守るために重要な役割を果たす可能性もあることを見逃している部分にある。クリスチャン・バリーとケイト・マクドナルドが指摘するように、フォーマルな政治制度の能力に関する著しく理想化された想定を有するフセインの議論に反して、少なくとも現在の社会条件を前提とするなら、むしろ倫理的消費は政治過程に存在する権力の不均衡を是正する手段となりうる (Barry and MacDonald 2018: 296, 306-307; see also Beck 2019: 557)。フセインは市場を通じて行使可能な権力の格差に注意を促すが、それならば企業が持つ高度に組織・集中された権力に目を向けるべきであり、消費者が団結した行動を起こすのは、こうした企業の権力に立ち向かうためであることが多い (Barry and MacDonald 2018: 301-302)。

ロビイングや献金、広告などの効果により政策論争が甚だしく均衡を欠くものになっている状況下では、議論の展開に影響を与えている企業に対してボイコットを呼びかけることが政治的不平等への対抗手段となる可能性がある。しかし立法原型説は、これを許されない自警主義の一種として退けてしまい、結果として公的決定に対する発言力の違いを容認してしまう。もとより現実の政治過程における議論は熟議の理想とかけ離れており、ある政策の選択が経済的に有力なアクターによる行き過ぎた影響を受けていた場合に市場アクティビズムを通じて政策変更を迫ることは、市民の意見を真剣に考慮しない行動になるわけではない (*ibid.*: 307-309)。それにもかかわらず立法原型説に一致する倫理的消費だけを認めることは、フォーマル

---

(3) ただしフセインは、アパートヘイトのように法が明らかに不当な条件下では、フォーマルな政治の特権的地位は認められず、立法原型説の制限は適用されないと考えている (Hussain 2012: 134)。



な政治過程の不全ゆえに過大となった権力による手続的価値の毀損を制しうる消費者の役割を見逃して、リベラル・デモクラシーの機能向上に寄与する市民運動を妨げる主張なのである (*ibid.*: 310-311)。

そもそも市場圧力を用いて変化を促すことは、腐敗をもたらして手続的価値を直接傷つける賄賂とは明確に異なるため、フセインのアナロジーは不適切である (*ibid.*: 300)。また、企業に法を破らせようとするならともかく、法が定める最低限を超える労働条件や環境保護を企業に要求するボイコットは、法を覆したり民主的決定を軽んじたりするものではない (*ibid.*: 300-302)。そして、もし消費者が安全な労働条件の下で生産された商品こそ喜んで購入するというシグナルを送らなければ、現地の労働者の真の自由を損なってしまうかもしれない (*ibid.*: 304-305)。もちろん特に他国での経済活動をめぐっては、現地の法や文脈に関する正確な情報や理解を欠いた判断をしてしまう可能性が高いため、倫理的消費者は市場圧力の根拠となる信念や情報の信頼性を疑問に付し、入手が難しくない追加的な情報を探す努力をするべきであり、理に合った根拠が得られないのであれば行動を控えるべきだと言えるだろう。しかしこのことは、立法原型説のような強い制限を受け入れるまでの理由にはならない (*ibid.*: 304, 318-319)。

また立法原型説は、望ましい社会変革のすべてが立法措置によって強制されるべきだとは限らないという単純な事実を考慮していない点でも問題がある。たとえば性差別的な企業の広告を批判する運動が、広告の法的な制限は表現の自由と抵触しうるために好ましくないと考えることは十分にありうる (Berkey 2021: 252-253, 260)。こうした市場アクティヴィズムに従事する人びとが、なぜ立法に向けて活動しなければならず、立法を求めないなら活動すべきでないことになるのか、それでも活動することがどのような手続的価値を侵害すると言えるのかは、まったく明らかでない (Barry and MacDonald 2018: 306; see also Berkey 2021: 253-254, 258-259)。立法を過度に特権視するフセインの主張は、民主的な政治過程に関する偏狭な理解に基づいている。

## 2.3 抑制的自警主義

立法原型説の問題点を踏まえると<sup>(4)</sup>、リベラルで民主的な社会と調和しうる倫理的消費の姿は、手続的価値を尊重しつつも共通善を追求するためのインフォーマルな政治行動を排除しないような、自警主義の一形態に基づいて理解することが適切である。本稿は、これを「抑制的自警主義 (restrained vigilantism)」と呼ぶことにしたい。以下では立法原型説との違いを示しつつ、抑制的自警主義の立場から消費者に要請される内容を検討していこう。

フセインが示した条件のうち、(1)と(2)は強い異論を生じさせるものではない。立法原型説

---

(4) フセインの議論が抱えるもうひとつの大きな難点はSCECとPQCの区別の妥当性にかかわっているが (Fink and Schubert 2019: 429-436; Berkey 2021: 269-270)、本稿では紙幅の都合により省略する。

の批判者たちも、倫理的消費は手続的価値の尊重を前提にするべきであるとか、共通善の理に適った構想を追求するものであるべきだといった主張の妥当性は概ね認めている。そのため共通善アナキズムは明確に退けられており、他者の基本的諸自由を脅かす差別的な市場アクティビズムが許されないという認識も共有されている (Barry and MacDonald 2018: 295; Hassoun 2019; Berkey 2021)。特にバリーとマクドナルドは、市場における情動的・認識的制約や権力格差に焦点を当てながら、倫理的消費者が自身の見解の信頼性を疑問に付すべきことや追加的な情報を探索すべきこと、自身と自身が影響を与えようとする人びとの間に存在する権力格差に敏感でありつづけるべきことなどを主張している (Barry and MacDonald 2018: 316)。これらは本稿も支持できるものである。

フセインの条件(3)はどうだろうか。立法原型説ではフォーマルな政治で既に「対処」されている問題については市場の力を用いるべきでないことになるが、複雑で論争的な問題は持続的に取り組まれるものであり、立法によって完全に「対処」されたと言える明確な時点など想定しえない。つまり条件(3)は、許容可能な倫理的消費を特定する上で、ほとんど意味をなさないと言える (*ibid.*: 300-301)。加えて、たとえば女性差別のように、法政策による問題への取り組みは既に進んでいるにもかかわらず、実際の組織における慣行や行動では問題が解消されていないような分野では、ボイコットが条件(3)を満たすことはありえない。したがって条件(3)は、公正な制度が存在する場合でも SCEC の許容可能性を不当に小さくしてしまうものであり (Berkey 2021: 259)、支持不可能である。

条件(4)については、適切な解釈を施すことで継承できる。ブライアン・バーキーは規範的に重要な事柄を市場で決めることに反対するが、民主的な政治過程の範囲を立法に限定するフセインの狭い理解を否定することで、SCEC の許容可能性を拡大している (*ibid.*: 267; cf. Hassoun 2019)。これを踏まえると、自分たちが主張する代表性を明らかにしながら、より幅広い市民との対話に開かれ、立法に結びつくとは限らない広義の政治過程における公論の喚起や深化に貢献しようとする倫理的消費であれば、十分に許容可能だろう。他方で条件(5)と(6)は、行き過ぎた立法の特権視を反映しており支持できない。抑制的自警主義はフォーマルな政治過程とそこで決定された法を原則として尊重するが、倫理的消費が必ず立法に向けて行われることを要請せず、法が定める内容以上の要求や、立法措置によらない社会変革を実現するための市場アクティビズムを認める。

このほか、より具体的な活動のなかでは、①不正行為の主体とされる標的の選択、②活動家が標的に突きつける要求の内容、③標的に変化を迫るための戦術の選択、などをめぐる規範的考慮が必要である (Micheletti and Oral 2019: 701)。①に関しては、倫理的消費の実践が多様であることを踏まえ、共通善の理に適った構想から導かれる目標と公に利用可能な根拠に基づく適切な標的選択を求めれば十分と言えよう (see also Berkey 2021)。②と③に関しては、比例性や透明性の要請を挙げられる (*ibid.*: 255-256; Beck 2019: 552-553)。ここでの比例性とは、標的となる企業に及ぼされる損害が不正の程度に比して過大でないことと、不正に責任を負わな

い第三者に及びうる有害な影響が十分に限定されていることを意味する。比例性の要請を満たすためには、企業が取るべき具体的な行動を含む理に適った範囲の要求を明確に示さなければならないだろう。また透明性の要請を満たすためには、企業が不正を働いている証拠を含む正確な情報を公衆に提供し、自分たちの活動や要求内容が適切であることを説明しなければならないだろう。

以上の議論を総合すると、本稿が擁護する抑制的自警主義の立場からは、次のような一連の諸規準に従う倫理的消費はリベラル・デモクラシーと十分に両立可能だと主張できる。

- (1) あらゆる人の基本的諸自由を尊重するべきである。
- (2) 共通善の理に適った構想を追求するための目標に基づいて活動するべきである。
- (3) 市場において行使可能な権力の格差に敏感でありつづけ、実質的な政治的平等の促進に寄与するような形態で活動するべきである。
- (4) 自分たちの活動が誰のどのような利害関心やパースペクティブを代表しているかを公衆に対して明らかにしながら、フォーマルまたはインフォーマルな政治過程における公的な熟議の促進に寄与するような形態で活動するべきである。
- (5) 比例性の観点から、他者に損害を及ぼそうとする際は適切な根拠に基づいて過大な損害とならない範囲で活動するべきである。また、損害を被る責任のない第三者に意図せざる悪影響が及ばないための理に適った配慮を行うべきである。
- (6) 透明性の観点から、自分たちの構想や目標を広く公示し、活動の内容やその根拠に関する正確な情報を公衆に提供するべきである。
- (7) 自分たちの活動の根拠となっている信念や情報の信頼性に対する健全な懐疑を保ち、追加的な情報を入手するための理に適った努力を行うべきである。信頼に足る根拠が得られない場合は活動を自制するべきである。

抑制的自警主義は倫理的消費の可能性を過度に制限する立法原型説を退けるだけでなく、手続的価値を軽視する無制限の自警主義（共通善アナーキズム）にも反対する。自分たちが正しいと考える目的のためであっても、他者の基本的諸自由や社会内の政治的平等、異なる見解を持つ市民との民主的な熟議を尊重することなく市場で生み出される権力を行使することは許されない。市場アクティヴィズムは、上記の諸規準によって抑制されなければならないのである。

いくつかのケースを抑制的自警主義の諸規準に照らして見ると、ユダヤ排斥や同性愛嫌悪のような差別的な目的に基づく運動は(1)や(2)に反するので許されないと考えられる。先進国のユダヤ人が途上国を標的とするボイコットは(3)に抵触する可能性が高く、(4)や(5)の観点からも疑念が大きいため正当化できない。政策論争に過大な権力を及ぼせる企業に挑戦するようなボイコットは(3)から正当化しうるものの、(4)～(7)の制約を受け入れる必要がある。人権保障や環境保護を企業に求める運動も、同様に(4)～(7)に則っているかを検証されなければな



らない。比較的容易になしうる現実の対応としては、倫理的消費を組織しようとする各種のアクティヴィストは、リベラル・デモクラシーの手続的価値を尊重しない無制限の自警主義との違いを明示するため、抑制的自警主義の諸規準に沿った活動の指針を策定・公表するべきだと言えるだろう。運動に加わる個々の消費者もまた、これらの諸規準や活動指針との衝突が生じないような選択を行うことが望ましい。

### 3 おわりに——コンシューマー・シティズンシップの役割

本稿は、リベラルで民主的な社会と調和可能なコンシューマー・シティズンシップの内容を探るため、倫理的消費が従うべき規準を検討してきた。フセインの議論は手続的価値と衝突しない倫理的消費のみが妥当であることを示した点で重要だが、立法原型説は倫理的消費を過度に制限してしまう。これに対して、基本的諸自由や政治的平等、民主的熟議などの尊重を共有しつつも、より多様な倫理的消費への従事を許容しうる抑制的自警主義こそ、支持に値する。抑制的自警主義の諸規準に従う倫理的消費はリベラル・デモクラシーの脅威ではなく、むしろリベラルで民主的な社会の理想に近づくために利用できる重要な手段として、コンシューマー・シティズンシップの重要な一部を構成する。これが本稿の結論である。

もとより現代の消費者がグローバル市場に伴う構造的な不正義との接点を多かれ少なかれ持つとすれば、そこから生じる責任は拒否できないだろう (Young 2006)。仮にこのような不正義が見られず、諸個人の権利・自由や公共の利益を守る責任を各国政府だけで十分に担えている理想的な状況であれば、個々の市民が積極的な役割を果たすべき理由は生じないかもしれない。しかし現実の社会では、グローバル市場が国家の強力な規制に縛られているわけでは必ずしもない。このような非理想的な状況下においては、市民社会および市場のアクターである私たち「消費者市民」の自発的行動が道徳的に要請されるのである。つまり現代の市民が政治的責任を果たすためには、欠陥を抱えたフォーマルな政治過程に参加する以上のことを行わなければならない (Beck 2019: 554-555; see also Hassoun 2019; Fink and Schubert 2019: 437)。

もちろん個々の消費者による選択の重要性を強調した本稿の議論は、集合的な意思決定としての民主政治を軽視するものではない。抑制的自警主義に基づけば、消費者市民の選択は公的熟議の促進に寄与するべく行うことが求められるのであり、そこでの政治的責任は、社会変革とその理由を他の市民と持続的に共有しようとするコミットメントを含意する。個人が自発的に行う倫理的消費は(広い意味での)民主的な政治過程と適切に接続されることで、望ましい社会変革の方向性に対する安定した影響力を行使できるようになるだろう。

市場のアクターは自己利益を追求するが、どのような行動が利益になるかを左右するのは市場に関する規制の体系にほかならない。フセインが言うように市場はあくまで多様な諸力を規定する社会制度の一種であり (Hussain 2012: 116)、リベラルで民主的な価値と調和する行動こそが利益となるような市場を形成するために誰がどのような役割を果たすべきかは、開かれた

問いである (see also 畑山2016: 288)。国境を越えて活動する企業に人権保障や環境保護に関するアカウントビリティを果たすよう促すメカニズムとしては、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に見出されるような、法的拘束力を持つ規範 (ハード・ロー) と法的拘束力を持たない規範 (ソフト・ロー) を組み合わせる多中心的ガバナンスの重要性が知られてきた (Ruggie 2013; 山田2017)。ここでのソフト・ローには、企業・業界団体などによる自主規制・民間規制や官民の共同規制など、非国家法と呼ばれる多様な規範が含まれる (浅野2018)。NGOなどが企業による遵守を求めて作成する行動規範 (code of conduct) もその一種である。企業に遵守を強制するのではなく自発的な遵守を促す非国家法の実効性は、労働者による意見の反映や、NGOによるモニタリング、消費者によるボイコット、投資家によるエンゲージメントなどを通じて高められうるだろう (浅野2020)。

消費者・消費者団体を含む非国家主体は、規範形成と規範遵守の両面で各種の規制に一定の関与をなす。だからこそガバナンスに携わることの正統性を調達するため、リベラルで民主的な規準に従って自らの活動を適切に抑制する努力が重要なのである。シティズンシップの概念を用いて消費者の自己規律を促す意義もここにある。現代の複合的な規制の体系にコンシューマー・シティズンシップの役割を含めて考えること、消費者もまた市場のデザインに携わる責任を担えるし、担うべきだということが支持されるなら、本稿の議論は成功したと言える。

## 謝辞

本稿はJSPS科研費22K13335および22K01310の助成を受けた研究成果の一部である。草稿は2023年2月24日の民主主義理論研究会で報告の機会を得た。また、匿名の査読者2名より有益なコメントを頂いた。記して感謝申し上げる。

## 文献一覧

- Barry, Ch. and MacDonald, K. [2018] "Ethical Consumerism: A Defense of Market Vigilantism." *Philosophy & Public Affairs*, 46(3): 293-322.
- Beck, Valentin [2019] "Consumer Boycotts as Instruments for Structural Change." *Journal of Applied Philosophy*, 36(4): 543-559.
- Berkey, Brian [2021] "Ethical Consumerism, Democratic Values, and Justice." *Philosophy & Public Affairs*, 49(3): 237-274.
- Fink, J. and Schubert, D. [2019] "The Morality of Price/Quality and Ethical Consumerism." *Res Publica*, 25(3): 425-438.
- Hassoun, Nicole [2019] "Consumption and Social Change." *Economics & Philosophy*, 35(1): 29-47.
- Hussain, Waheed [2012] "Is Ethical Consumerism an Impermissible Form of Vigilantism?" *Philosophy & Public Affairs*, 40(2): 111-143.
- Micheletti, Michele [2003] *Political Virtue and Shopping: Individuals, Consumerism, and Collective Action*. Palgrave

Macmillan.

Micheletti, M. and Oral, D. [2019] "Problematic Political Consumerism: Confusions and Moral Dilemmas in Boycott Activism." In M. Boström, M. Micheletti, and P. Oosterveer (eds.) *The Oxford Handbook of Political Consumerism*, Oxford University Press, pp. 699–720.

Ruggie, John Gerard [2013 = 2014] *Just Business: Multinational Corporations and Human Rights*. W. W. Norton. 東澤靖 (訳) 『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店.

Stolle, D. and Micheletti, M. [2013] *Political Consumerism: Global Responsibility in Action*. Cambridge University Press.

Young, Iris Marion [2006] "Responsibility and Global Justice: A Social Connection Model." *Social Philosophy & Policy*, 23(1): 102–130.

浅野有紀 [2018] 『法多元主義—交錯する国家法と非国家法』弘文堂.

浅野有紀 [2020] 「グローバル化における労働者の「排除」と「包摂」—「包摂」の手段としてのコード・オブ・コンダクト」『同志社法学』72(3): 389–422.

柿野成美 [2013] 「「消費者市民」をめぐる国際的潮流」岩本論／谷村賢治 (編) 『消費者市民社会の構築と消費者教育』晃洋書房、3–20頁.

根本志保子 [2014] 「消費—消費者は環境に責任があるのか」橋本努(編) 『現代の経済思想』勁草書房、315–339頁.

畑山要介 [2016] 『倫理的市場の経済社会学—自生的秩序とフェアトレード』学文社.

水越康介 [2022] 『応援消費—社会を動かす力』岩波書店.

「倫理的消費」調査研究会 [2017] 『「倫理的消費」調査研究会取りまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～』.

山田高敬 [2017] 「「企業と人権」をめぐる多中心的なガバナンスの試み—ステークホルダー間の知識共有と人権デュー・ディリジェンス規範の形成」西谷真規子 (編) 『国際規範はどう実現されるか—複合化するグローバル・ガバナンスの動態』ミネルヴァ書房、23–58頁.